

(6). 救助隊

1. 避難誘導と避難行動要支援者への救助活動

①避難情報に基づき、隊員自身が**“身を守る行動”**を行いながら、地域住民に声え掛けし、避難所や避難場所に退避誘導する。

②**避難行動要支援者**への心配り。

下記内容の支援活動を日頃から実施する。

(近所の助け合いで、被害を最小限にする事が重要)

- 要支援者名簿を把握しておく。(名簿は東三国センターに保管中)
- 災害予防の声掛けをする。

● 避難準備の段階で一緒に早めの避難行動を行う。各町会内で声掛けをして下さい。
<近助・共助>

③避難所開設中は、**定期パトロール**を実施する。

- パトロール中は、隊員自身**“身を守る行動”**を行う事。
- 避難場所に指定されている公園(十八条東公園・東三国西公園)や、避難ビル(津波・水害)その他で要救助者の有無を確認する。
- 発見時には救助活動を行うと共に、**総務隊へ連絡**し状況を報告する。



2. 下敷き救出・応援及び人員調整

①救出活動は、二次災害を起こさない事。**十分安全性を確認**し行う。

(一人は見張りをする。)

②要員不足時には地域住民に応援を依頼をする。

③定期的に平常時下での“下敷き救出・担架搬送訓練”の実施を行う。

(例;東三国地域防災訓練などで実施する。**地域住民も訓練に加わる**)

3. 救助資機材の管理

①必要な資機材の確保を行う・・・(物資部と共同管理)

● 東三国地域活動協議会が保有管理する救助資機材。

参考:別紙—2(救助用資機材の備蓄状況)

● 緊急対応に必要な資機材が生じた場合には、資機器提供業者へ依頼する。

東三国地区での資機器提供業者;**(株)秋田商会(十八条1丁目)**

②定期的に資機材の有り物の調査を実施する。同時に使用可否の確認も行う。



救助用資機材の備蓄状況

1. 東三国地域活動協議会 災害時避難所 備蓄物資 点検表より抜粋
2. 保管場所 東三国小学校 2号館4階から屋上踊り場

(令和3年4月現在)

	物資名	備蓄数	単位	チェック
51	合図灯	2	個	
52	懐中電灯手動式	2	個	
53	かけや(槌)	1	本	
54	ガムテープ	2	個	
55	ゴム袋(90リットル)	10	枚	
56	ジャッキ	2	台	
57	充電式ラジオ	5	台	
58	ショベル	4	本	
59	手斧	2	本	
60	布担架	1	台	
61	のこぎり	3	本	
62	パール	2	本	
63	40mロープ	1	本	
	発電機(カセットポンベ式)	2	基	
	リヤカー	1	台	